

《地域公共交通活性化・再生総合事業（国土交通省）》
 国は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（H19.10.1施行）の趣旨に基づき、地域の実情に応じた創意工夫ある自主的な取り組みをパッケージで一括支援する制度を創設（市町村が組織する法定上の「協議会」に対する補助事業）
 (A) 地域公共交通総合連携計画策定費補助：定額補助（ただし国の予算の範囲内）
 ・地域公共交通の活性化・再生を総合的・一体的に推進するための計画の策定費に対する補助
 (B) 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助：補助率2分の1（“市町村”の協調補助を前提としない）
 ・(A)の計画に位置づけられ協議会が実施・進捗管理等を行う具体事業に対する補助（最長3年間対象）

八戸市における地域公共交通（路線バス事業）を取り巻く状況・課題

路線バス3社の経営環境・業界の自助努力・経営合理化にも限界が
 ・輸送人員=H8:1864万人⇒H18:1106万人・10年間で4割も激減！
 ・H18決算=11億円超もの欠損 ⇒行政による路線維持補助も増嵩！

市としては 持続可能な公共交通の実現のため 「八戸市公共交通再生プラン」を策定（H19年3月）

しかしながら、移動制約者対策・環境対策・中心街活性化などの行政課題も踏まえ地域公共交通の継続的な議論は不可欠！

市民の意識・ニーズ
 乗継が不便！路線が複雑！
 便数が少ない！バス停が遠い！
 運賃が高い！・・・など

中心市街地活性化協議会「意見書」
 公共交通の利便性向上はもとより、
 来街者の誰もが利用しやすいネット
 ワークの形成を！

再生プランの深化・実践化の必要性
 ・八戸駅線共同運行に続く利便向上・運行効率化の具体施策の検討が不可欠
 ・路線網再構築の詳細検討も課題

☆諸課題の解決のため・・・《活性化・再生総合事業「総合連携計画策定費補助」》を活用
 『再生プラン』の基本方針を踏まえ、路線バス事業の更なる持続性向上を図ることを基礎に、
 次年度以降に実施すべき地域公共交通の活性化・再生方策に係る「総合連携計画」を策定する。

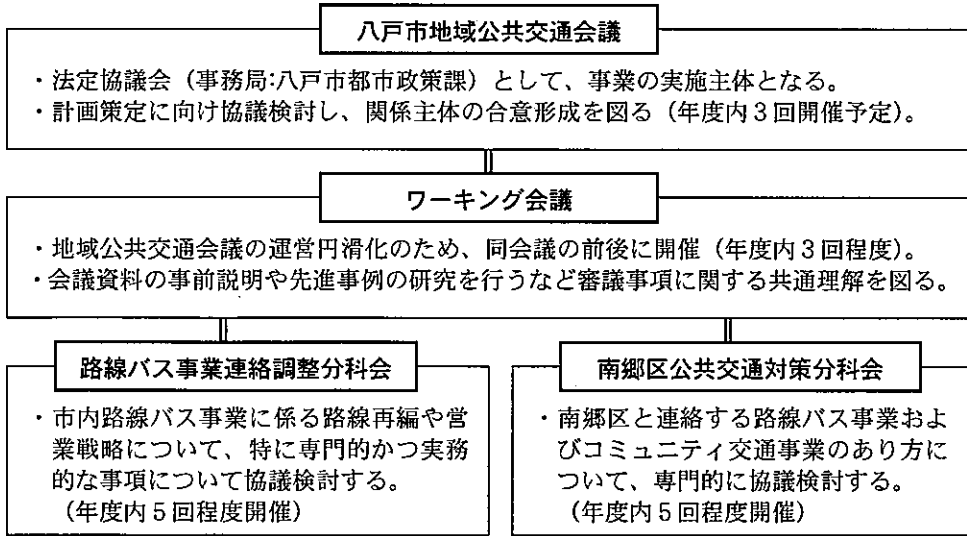
【テーマ1】
地域公共交通ネットワークの再編・充実
 市内バス路線の“骨格”の機能強化策および地域公共交通網の維持・再編のための具体方策を調査・検討

主な調査・検討事項
 (1) 幹線軸路線の機能強化
 (2) 準幹線路線の持続性向上
 (3) 市単独補助路線等の維持・再編

【テーマ2】
バス・サービスの向上・改善
 運賃体系再構築に関する議論を基礎に、利便性向上と経営効率化の双方に資する具体方策を調査・検討

主な調査・検討事項
 (1) “分かりやすい”運賃体系の再構築
 (2) “利用しやすい”乗継利便性の向上
 (3) その他サービス向上策の具体化

◎事業の推進体制 既設の地域公共交通会議を法定協議会に位置づけ、調査結果等を踏まえつつ、以下の枠組みにより関係主体間の合意形成を図り、「総合連携計画」を策定する。



◎想定スケジュール

8月
 ・委託業者選定
 ・各種調査着手

9月～1月
 ・調査実施～分析
 ・各種会議開催

2～3月
 ・最終会議開催
 ・協議事項の総括
 ⇒総合連携計画策定
 ・実績報告（補助交付）